

○平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部の施行期日を定める政令（令和二年政令第二百七十四号）

内閣は、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和二年九月十六日とする。